

栃木県高等学校体育連盟弓道専門部 弓道競技規則

第1条【目的】

栃木県高等学校体育連盟(以下「栃高体連」という)弓道専門部が、主催または主管する大会が、安全で円滑かつ厳正に運営され、公正に競技されることを目的としてこの規則を制定する。

第2条【適用範囲】

この規則は、栃高体連弓道専門部の主催または主管する県大会に適用する。

大会の諸条件により、特別の規則を制定する場合は、競技開始にあたり大会要項に示すか、または、その内容を競技開始前に連絡する。

第3条【参加資格】

選手は、栃高体連大会参加規定および栃高体連大会開催基準要項、大会要項により参加資格を得たものに限る。また、全国高等学校体育連盟弓道専門部登録校で選手登録、および、全日本弓道連盟会員管理システムにより会員登録が済んでいること。

第4条【競 技】

(1) 競技の種目・種別・種類および規格

ア 競技の種目は、近的競技とする。近的競技は直径(外径)36cmの木枠(または適当な材料)の霞的を使用し、射距離は28mとする。ただし、個人競技の射詰の場合、直径24cmの星的を使用することができる。

イ 競技の種別は、男子の部および女子の部とする。

ウ 競技の種類は、団体競技および個人競技とする。また、団体競技の個人成績をもって、個人競技を兼ねることができる。

①団体競技

1) 5人制の場合は、選手5名と大会要項で示された人数の補欠を登録選手とし、チームを編成する。

2) 3人制の場合は、選手3名と大会要項で示された人数の補欠を登録選手とし、チームを編成する。
また、大会要項に示すチーム数を各学校より出場させることができる。

3) 申し込み受付以後、団体選手に欠員が生じた場合、5人制は2名、3人制は1名までの欠員が生じても団体とみなす。また、健康上の理由や立ち遅れ等の理由で失権した選手や失格した選手も欠員として扱う。団体としての権利が認められない場合でも、個人競技の成績は有効とする。ただし、一度団体としての権利が認められなくなった場合、それ以降の競技は、すべて個人競技のみ有効とする。

②個人競技

選手1名とする。また、大会要項で示された補欠を定めることができる。

(2) 競技の方法

次の方法を組み合わせて行うことができる。

ア 的中制

イ 総射数法

ウ トーナメント法

エ リーグ戦法(総当たり法)

オ 射詰競射法または遠近競射法

(3) 行射の方法

ア 行射は立射とする。

イ 選手は脇正面に正対して、左手に弓を持って行射する。

ウ 行射の順序は、団体競技、個人競技のいずれの場合も、各射場1番の選手から順次1射ずつ行う。
ただし、進行委員から指示があった場合は、その限りではない。

エ 遠近競射を除き、原則持ち的で競技を行う。ただし、団体競技および個人競技で射詰競射の場合において、多数のチームまたは選手が残り、持ち的で競技ができない場合を除く。

オ 射場に入場後、原則として矢返しはできない。

カ 射場に入場後、弓具(弓、矢および弦等)が破損した場合は、交換することができる。ただし、替弓具が準備してある場合に限る。

キ 射位において持矢を棄権することができる。棄権する場合は、矢を自分の右前へ出す。棄権を申し出る権利は、該当選手と監督が有する。ただし、事後は認めない。

(4) 的中の「あたり」と「はずれ」の判定は、矢の根が的面を射ぬき、的枠内にとどまっているか否かによる。矢が折れた場合は、矢の根側の状態で判断する。

ア 「あたり」は、矢が的枠内にとどまつた場合とする。ただし、次の場合も的枠内にとどまつたものとし「あたり」とする。

①矢が、的枠の内側からの外側に射ぬいた場合(的枠の外側が破断している場合は、はずれとする)

②矢が、的枠の合せ目または的枠にとどまつた場合

③矢が、あたり矢に継矢となつた場合

④はずれ矢に接触して、的枠内にとどまつた場合

⑤的が転び、矢が的枠内にとどまつてゐる場合

⑥的枠内にとどまつてゐる矢の一部が、塹敷に接触してゐる場合

イ 「はずれ」は、矢が的枠内にとどまらなかつた場合とする。ただし、次の場合も的枠内にとどまらなかつたとし「はずれ」とする。

①矢が、的枠の外側からの内側に射ぬいた場合

②矢が、候串との間でとどまつた場合

③あたり矢に接触して、的枠外に出た場合

④矢が跳ね返り、的枠外に出た場合

⑤掃きあたりの場合

⑥幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。

ウ 矢が的枠正面からあたり、鎌の先端が的枠内に残つてゐる場合は、矢の外側の的枠が破断してゐる場合でも「あたり」とする。

(5) 順位等の決定方法は、次のとおりとする。

ア 的中制は、的中数の多い方を上位とする。

イ 団体競技で同中の場合は、一本競射(各自1射)を行い、総的中数の多い方を上位とし、決定するまで繰り返し実施する。

ウ 個人競技で同中の場合は、第1位および上位大会出場権がかかる場合は射詰競射による方法、その他の順位決定は、遠近競射による方法とする。

①射詰競射の場合は、継続的中数の多い方を上位とする。

②遠近競射の場合は、順位は矢所により判定し、的中心に近い矢を上位とする。

1) 矢所とは、矢の最初の着点をいい、的表面およびその延長面で測定し、的中心に近い矢を上位とする。ただし、順位決定にかかる場合で、同じ距離(的の中心から矢の中心)にある矢は、再度競射を行う。

2) たたき矢(的にあたつて外れた矢)は、標的に密着していると見て、はずれ矢の中で上位とする(複数のたたき矢が、順位にかかる場合は、再度競射を行う)。

3) 安土に届いた掃き矢は、全体での下位とし、的中心に近い距離にある矢を上位とする。

4) 安土に届かなかつた矢は、全体での最下位とし、的中心に近い距離にある矢を上位とする。

5) 箒こぼれなどで射離されなかつた矢や幕、防矢ネットなどで矢所が特定できない矢は、安土に届かなかつた矢より下位とする。

エ 的は、直径36cmの霞的を使用する。ただし、個人競技の場合、射詰競射による方法で、第1位を決定する場合は、5射目以降を直径24cmの星的を使用し、その他の場合でも、直径24cmの星的を使用することができる。

オ 同中競射は、替矢から行うことができる。

(6) 表彰

種別・種類ごとに大会要項に示す範囲で表彰する。また、別に技能優秀校の表彰をすることができる。

第5条【競技場・的の設置】

(1) 塹敷と射場床面が原則として同一水平面とする。

(2) 控は第3控まで設営し、第1控は射場内とする。また、第4控を置くことができる。

(3) 本座から射位までの距離は、1.1m(2歩)を標準とする。

(4) 的は、的の中心は、塹敷より27cmの高さとし、的面が後方に5度の傾斜になるように設置する。

(5) 的の中心は、立位置の間隔と同じとする。

(6) 射場や的の数は大会要項に示す。また、立間隔は、競技開始前に連絡する。

第6条【競技時間】

- (1) 時間は、本座における進行委員の「始め」の合図によって始まり、最後の選手の最後の弦音で終わる。
- (2) 競技の制限時間
ア 5人制団体 20射(各4射)は立射7分以内とし、6分30秒で予鈴、7分で本鈴の合図をする。
イ 3人制団体 12射(各4射)は立射6分以内とし、5分30秒で予鈴、6分で本鈴の合図をする。
- (3) 弦切れ、その他の自団体による事故が生じても、制限時間の延長はしない。
- (4) 進行委員の指示により競技が停止された時間は、制限時間から除外する。
- (5) 個人競技および順位決定戦等は制限時間を設けない。その場合は、「弦音打起し」を原則とする。
- (6) 個人競技を兼ねている団体競技で、制限時間を超過した場合は、制限時間後に射離された矢を無効とし、残った矢は失権とする。

第7条【招 集】

- (1) 第3控または第2控において選手の確認、ゼッケンおよび弓具、服装の点検を行う。
- (2) 弓具と服装の点検は、第10条と第11条のとおりとする。

第8条【選手変更・交代】

- (1) 登録選手の変更は認めない。
- (2) 選手の交代方法や回数は、大会要項に示す。ただし、受付時以外の場合は、所定の用紙を第3控(第4控を置く場合はその控)に入る前までに本部へ申し出る。
- (3) 団体競技において、交代できる人数は、1団体につき1回、1名とする。ただし、1立(競射を含む)の競技途中は交代できない。また、団体の権利を失った後は、交代できない。
- (4) 立順の変更は認めない。ただし、交代によって結果的に立順が変わることは止むを得ない。
- (5) 個人競技において、交代は受付時のみとする。交代できる人数は制限しない。
- (6) 失格した選手との交代は認めない。

第9条【審 判】

- 大会には次の審判委員を置く。ただし、運営細則で定める競技役員がその任を兼ねることができる。
- (1) 審判委員長
審判委員長は審判上の責任を持ち、競技に対し公正かつ適切な判定をする。
- (2) 副審判委員長
審判委員長を補佐する。
- (3) 射場審判委員
選手の位置、競技の安全を確認し、有効・無効または注意・失権・失格の判定をする。
- (4) 的前審判委員
ア 矢の「あたり」「はずれ」の的中判定をする。
イ 遠近競射法による順位の判定をする。なお、複数の審判員で判定する。
- (5) 弓具審判委員
第3控または第2控において、弓具の適否を判定し、服装等の違反を点検し、注意を与える。

第10条【弓 具】

- 使用する弓具は、伝統的な形状のものでかつ危険を及ぼす恐れのないものとする。
- (1) 弓は、日本弓(和弓)とし、次の要件を満たすこと。
ア 長さは、221cmを標準とし、若干の長短を認める。
イ 握りは、本弭から約3分の1の辺りにある。
ウ 矢摺簾の長さは、簾頭より6cm以上とする。
エ 照準のための装置や、矢摺簾に作為的な目印がない。また、照準、目印と判断される恐れのある矢摺簾の隙間や欠損がないようにする。
オ 材質は、竹・木または新素材でもよい。
- (2) 矢は、次の要件を満たすこと。
ア 長さは、各自の矢束に従い安全な長さとする。
イ 篓の太さは、直径6mm以上とする。
ウ 篓の材質は、竹または新素材でもよい。
エ 羽根は、鳥の羽根を3枚使用し甲矢、乙矢の区別があること。

- オ 羽根の長さは、13cm～15cmとする。
 カ 羽根の高さは、5mm以上とする。
 キ 本矧、末矧および筈巻があること。
 ク 筈は、埋込式で筈溝があること。
 ケ 筈は、筈溝以外の蛍光や発光などの機能を有しないこと。
 コ 板付きはかぶせ式とし、平題形、椎実形あるいは円錐形のいずれかである。
 サ 引込位置などを示す目印や類似のことがない。
- (3) 弦は、次の要件を満たすこと。
 ア 摺って一本になっている。
 イ 材質は、麻または新素材などでもよい。
- (4) 簪は、次の要件を満たすこと。
 ア 行射中は、必ず右手に簓を着用する。
 イ 三つ簓、四つ簓あるいは諸簓のいずれかを使用する。(高校生は和帽子の使用も認められている)
 ウ 材質は鹿革とする。
 エ 簓の紐は危険防止のため小さく結び、止め具の使用は禁止する。
- (5) 伝統的な押手補助具や傷部保護のための包帯やテーピングを除き、押手にはその他の類の物を付けてはならない。
 ※傷病や障害等のため、包帯やテーピングで手首を固定する必要がある場合は、監督が事前に大会本部へ申し出て使用されること。
- (6) 負傷による傷部保護のための手の内の包帯やテーピング・キネシオテープの使用は必要最小限とし認める。また、色は白かベージュ(肌色)とする。
- (7) サポーターの使用は肘のみとし、色は白・黒・紺・ベージュ(肌色)とする。
- (8) 替矢は、筈割れした場合に矢を交換し使用することができる。また、競射において替矢を使用することができる。

第11条【服装】

- 競技の服装は、次のとおりとする。
- (1) 選手
 ア 弓道衣・袴・足袋は単色無地とする。ただし、各学校で統一する事（男女で変えることは可）。学校指定の体育着または制服（ズボン・スカート）も認める。制服の場合、上衣は白無地とし、襟やボタン、ポケットの無いものとする。
 イ 弓道衣のアンダーシャツは、白・黒・紺の無地とし、それ以外の色を使用する場合は各学校で統一する事（男女で変えることは可）。襟付きやハイネックは禁止する。
 ウ 弓道衣に校名・校章・氏名を入れる場合は片袖とする。また、大きさは縦横10cm以内にする。
 エ 弓道衣の袖を捲ったり、折り曲げたりすることは禁止する。
 オ 鉢巻を使用する場合は、無地で長さは肩までとする。なお、校名・校章・氏名に限り鉢巻の端に入れてよい。
 カ 胸当は無地とし校名・校章・その他を入れてはならない。なお、男子の胸当での使用は認めないが道着の下に装着する事までは咎めない。
 キ リボンやピアス、ミサンガ、ネックレス等の装身具類の着用は認めない。また、手、腕等への書き込みは禁止する。
 ク その他、特別な事情がある場合は、その事由が発生した時点で、遅滞なく監督が委員長へ申し出ること。

第12条【ゼッケン】

指定された選手は、準備されたゼッケンを右腰前に付けること。ただし、ゼッケンの左端が体の中央になるようにする。

[補足事項]

- (1) 上位大会に出場する場合は、各校においてゼッケンを準備すること
 (2) ゼッケンは、横18cm、縦12cmの白の布を使用し、県名、学校名、選手番号を記入すること。なお、県名については県の文字は無くてもよく、学校名については高校の文字は無くてもよい。選手番号は、男子は黒、女子は赤で記入し、団体競技の場合は登録された選手の立ち番号を個人競技は立順を記入する。

第13条 【射場内心得】

控および射場内においては、審判委員または競技役員の指示に従うこと。なお、監督は、引率教職員が兼ねることができる。ただし、生徒が監督の任の一部を代行することができる。

(1) 選手

- ア 審判委員の判定に関して異議の申し立てはできない。
- イ 第3控以降、認められた弓具類以外のものを持ち込まないこと。
- ウ 射位、本座には「ぎり粉」や「筆粉」を持ち込まないこと。
- エ 控またはその近辺では、他の迷惑になる発声や不必要な行為は、控えること。
- オ 入退場口およびその付近でのかけ声や対戦チームへのあいさつは禁止する。

(2) 監督(介添え代行)

- 生徒が監督の任の一部を代行することができるのは、次のア、イ、ウとする。
- ア 選手と共に射場に入場し所定の場所に位置すること。
- イ 選手の替弓、替矢、替弦等を持参すること。
- ウ 弦が切れた時は、競技役員の指示で速やかに対応すること。
- エ 射場における事故についての異議申し立ては、その事由が発生した時点で遅滞なく申し出ること。
矢取りの合図後は、いかなる場合も受け付けない。
- オ 矢取りの合図前に「あたり」「はずれ」の的中に関しての異議の申し立てをすることができる。
なお、矢取りの合図後は、いかなる場合も受け付けない。

第14条 【引率教職員・監督】

- (1) 大会中、引率教職員は選手や生徒の行動について、全ての責任を負うものとする。
- (2) 引率教職員は、出場にあたり受付を行い、競技開始前の打合せに参加すること。
- (3) 引率教職員は、競技の運営にあたり協力すること。
- (4) 引率教職員は、監督を兼ねることができる。
- (5) 校長から引率を委嘱された部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も引率、監督を可とする。

第15条 【危険防止】

危険防止に関しては、役員および補助員が連携して万全の注意を払わなければならない。また、選手および監督、引率教職員は、自ら危険防止に注意を払わなければならない。そして、審判や役員は、危険と思われる行射があれば、選手に注意するなど、適切な処置を講じなければならない。

- (1) 選手は、的前で赤旗が提出された場合には、行射を行ってはならない。また、行射中に赤旗が提示された場合は、安全かつ速やかに行射を中断し、役員の指示に従わなければならない。
- (2) 選手は、巻藁練習時に周辺の安全な状況を確認してから行うこと。隣の選手が引いている時は矢を抜きに行かないこと。また、矢を抜く時は後方に人がいないことを確認する。さらに、周囲の者は引いている選手に近づかないこととし、選手と巻藁の間の通行を禁止する。

第16条 【応 援】

- (1) 応援は、「よし」に類する発声または拍手にとどめること。また、相手(他)校の選手に迷惑を掛けることの無いように留意すること。
- (2) 射場内外を問わず、フラッシュによる撮影は禁止する。また、競技の妨げになる場所で撮影を禁止する。なお、撮影およびその後の扱いについて、選手の個人情報の保護に十分配慮されること。
- (3) 校旗や部旗等の掲揚は禁止する。
- (4) 競技中の選手や監督へ、口頭その他の方法により指示等を与えること、その素振りをすることを禁止する。
- (5) 応援者および観客などが、競技運営に支障をきたす言動があった場合には、注意を与え、改善がなければ退場を命ずることができる。

第17条 【禁止事項】

- (1) 競技中、「同一の立」において弓具を共用すること。
- (2) 弓および矢に照準・目印を付けること。
- (3) 選手が、射場において不必要な声を発すること。
- (4) 選手が、射場内や外から口頭その他の方法による指示を求めるたり、受けたりすること。
- (5) 選手が本座または射位を離れること。
- (6) 競技運営上や他の選手に対する迷惑行為と妨害行為となること。なお、選手控室や第3控、第2控で

の不必要な発声や行動なども禁止する。

第18条【無効】

次の矢は無効とし、「はずれ」として扱う。

- (1) 矢番え完了(右手を腰にとった時点)後、筈が弦から外れた矢(筈こぼれ)。
- (2) 打起し開始後、引き直した矢。
- (3) 同一射場において前の選手より先に射離した矢。ただし、当該選手または監督から事前に申し出があり前選手が持ち矢を棄権した場合を除く。
- (4) 団体競技で制限時間(本鈴)後に射離された矢。なお、同時発射も無効とする。
- (5) 故意により、他チームの行射を妨害したと審判委員が判定した場合。(妨害を受けた選手の、射直しまたは、引き直しを認める。)
- (6) 審判委員の注意を無視して行射した矢。

第19条【失権】

次の場合は失権とする。この場合、それ以降の矢を失権(記録上「はずれ」として処理する。)とする。なお、(1)から(3)の規程について、失権は当該の行射(その立)のみとする。

- (1) 替弦、替矢、替弓がないため行射することができない場合。ただし、競射において替矢を使用する時に替矢が無い場合は、その矢を無効として取り扱うものとする。
- (2) 第2控から第1控に移動する時にいない選手。なお、前立ちの選手のうち最も遅い選手が2射(4射の場合)引いた時に、移動することを原則とする。
- (3) 団体競技で制限時間(本鈴)後に残った矢。
- (4) 「危険矢」を放った場合。なお、次の矢を「危険矢」とする。

ア 的場の安土に面する間口から矢が外れた場合。なお、間口の左右の境界は、安土面と看的表示面を区切る柱または角とし、上方は梁とする。なお、幕にあたった場合や安土に届かない矢は危険矢としない。

[競技の取扱いに関する補足事項]

- (1) 団体競技の場合は、危険矢以降の矢は失権とし、次の立ち以降は欠員扱いとする。ただし、その欠員分について、競技規則内において補欠との交代ができる。
- (2) 個人競技の場合は、危険矢以降の矢は失権とし、次の立ち以降も失権とする。ただし、それまでの成績は有効とし、入賞や出場権に関わる場合は、その的中数の成績の最下位とする。
- (3) 本規程の射場毎の有利不利については、競技運営上やむを得ないものとし、射場の変更や入れ替え等についての申し出はできない。

第20条【失格】

次の場合は失格とし、以後の行射は認めない。また、当該選手の全記録を無効とする。

- (1) 大会の品位を著しく傷つける言動、行為もしくは競技規則や禁止事項違反等があり、審判委員の注意にもかかわらず改めない場合。
- (2) 審判委員の裁定に従わなかった場合。

第21条【付則】

本競技規則にないものは、栃木県高等学校体育連盟各規定および公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道競技規則、公益財団法人全日本弓道連盟競技規則を適用する。また、緊急に疑義が生じた場合は、専門部役員で協議し委員長がこれを決定する。

第22条【その他】

- (1) 本競技規則に基づき、競技運営要領を別に定める。
- (2) 本規則の改廃は、栃高体連弓道専門委員会で案を作成し、顧問会議で決定する。

(平成26年4月17日改定)

(平成27年4月17日改正) 第4条(4), 第5条(3), 第8条(2), 第9条(4), 第11条(1)ウ, 第20条

(平成29年4月14日改正) 第10条(かけ), 第11条(服装), 第18条(「替」), 第21条(専門委員会)

(平成30年4月19日改定)

(令和6年4月16日改定)